

ただいま議題となりました議案第74号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件外1件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第74号については賛成多数をもって、第75号については全会一致をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第74号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件です。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に関する条例を定めるものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、宇部市において地域経済牽引事業計画は提出されているのかただしたところ、県の承認を受けた計画が1件あるとのことでした。

続いて、本条例では、県の承認と国の確認を受けた事業に対しては、固定資産税が3年間免除されるということだが、減収分に見合う地域への経済的効果についてただしたところ、高い付加価値を創出し、企業の売上高、地域内の取引額、従業員の雇用人数や給与の増加など、地域経済への波及効果をもたらす前提で事業が認められているとのことでした。

さらに、本条例制定によるメリットについてただしたところ、企業側にとっては、本条例により課税自体が免除されることで資金繰りの面でも有利になり、また、県内11市が既に本課税免除条例を制定している状況の中で、市側にとっても、本市での企業誘致を有利に進めていく上で、必要な条例であるとのことでした。

以上のような質疑の後、本案に反対する立場から、この制度は圧倒的多数の地域中小企業や小規模事業所など、宇部市を支えているような事業所を蚊帳の外において、一握りのいわゆる稼ぐ力のある中核企業のみの特権的な支援をする制度であって、地域の均衡ある発展や、これまで大切にしてきた産業集積の重要性も投げ捨てられ、新たな格差を生み出す可能性がある。それを促進するような本条例案については、賛成することが出来ないとの討論がなされました。

その後、行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号宇部市総合支所設置条例中一部改正の件です。

本案は、宇部市楠総合センターへの移転に伴い、事務室の改修等、機能移転に伴う所要の整備が整ったことから、北部総合支所を楠庁舎から楠総合センターに移転することとし、これに伴い、宇部市総合支所設置条例第27号の第2条第2号中について、東番田365番地1を野田442番地11に改めるものです

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑等を申し上げますと、移転後の来庁者用の駐車場についてただしたところ、総合センターの正面に約20台程度、裏側に約90台程度、これらを合計して約100台から120台程度の駐車場を考えているとのことでした。なお、一部委員から要望として、駐車場について来庁者の利便性等を考慮し、来庁者用と職員用の区分けを明確にするなどして、誘導や案内をわかるようにしてほしいとのことでした。これに対して、職員の駐車場は原則的には裏側の決められた区画を予定しており、来庁者の駐車場は、正面でより明確に分かるような目印や看板等を立てていきたいとのことでした。

また、楠総合センターの2階にあるルネッサンスホール、会議室がある貸し館部分について、受付業務は宇部市が担当するのかただしたところ、貸し館の業務に関しては、北部地域振興課で行う予定とのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の件については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。